

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に係る規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 青空福社会（以下「この法人」という。）の定款八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲以内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で職員としての立場を有する者に対しては報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬は別表1に定めるとおりとする。

- 2 役員の報酬額は評議員会の決議によって定めるものとする。
- 3 評議員の報酬は年間300万円以内で別表2に定めるとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用についてはこれを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員の弁償費は別表3に定めるとおりとする。
- 3 役員及び評議員の出張を要する費用（旅費、宿泊費）は別表4に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の職務執行における報酬等は毎月5日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は前営業日に支払うものとする。

2 理事会、評議員会の報酬等は開催日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2の第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月9日から施行する。

別表1

名称	報酬額	支払日
理事会出席報酬	一回につき 5,000円	開催日
理事職務執行報酬	一日につき25,000円	月末締め翌5日払い
監事監査指導報酬	一回につき15,000円	監査指導日

別表2

名称	報酬額	支払日
評議員会出席報酬	一回につき5,000円	開催日
評議員職務執行報酬	一日につき15,000円	月末締め翌5日払い

別表3

名称	報酬額	支払日
理事会・評議員会出席弁償費	一回につき5,000円	開催日
業務執行弁償費	一日につき5,000円	月末締め翌5日払い

別表4

名称	金額	支払日
旅費	実費	請求後及び前払い
宿泊費	実費	請求後及び前払い